

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年7月26日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 管理部門長 二階堂 英城

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 有明海奥部における粒状物の安定同位体比分析業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 契約締結日  
至) 令和7年2月28日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

直接交付  
長崎県長崎市多良町1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所管理部門管理課  
電 話 095-860-1662  
F A X 095-850-7767

郵送による交付  
封書に「(単価契約)有明海奥部における粒状物の安定同位体比分析業務入札説明書希望」と記入し、返信用封筒(角2)に250円切手を貼付し、上記あて郵送のこと。

メールによる交付  
任意書式に「(単価契約)有明海奥部における粒状物の安定同位体比分析業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記あてファックス送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年8月2日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。  
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。  
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所  
令和6年8月9日 14時00分  
長崎県長崎市多良町1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 小会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
令和6年8月9日 11時00分  
3. に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要。
- (5) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の及びいずれにも該当する契約先  
当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>注1</sup>として再就職していること  
当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>注2</sup>  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。  
注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
当機構との間の取引高  
総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
一者応札又は一者応募である場合はその旨

- ( 3 ) 当機構に提供していただく情報  
 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ( 4 ) 公表日  
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- ( 5 ) その他  
 当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。  
 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### 8 . 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

#### 9 . 情報処理業務の委任等に係る特記仕様書における「誓約書等」の提出について

当機構では、「政府機関等サイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和4年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定。）の趣旨を踏まえ、契約相手方となった場合に特記仕様書に基づく誓約書等の提出をお願いします。

「（単価契約）有明海奥部における粒状物の安定同位体比分析業務」（以下、「本契約」という。）特記仕様書をご理解いただき、以下内容の誓約書面にしてご提出をお願いします。

- |                  |                                      |
|------------------|--------------------------------------|
| 特記仕様書第3（1）・第4（2） | ：本契約における履行体制及び遵守事項の誓約について            |
| 特記仕様書第8（1）イ（ウ）   | ：本契約における消去状況の報告について                  |
| 特記仕様書第8（1）イ（エ）   | ：本契約における履行完了に伴う遵守事項の報告について           |
| 特記仕様書第8（2）ウ      | ：本契約における個人情報及び要機密情報に係る情報の管理記録の報告について |
| 特記仕様書第8（2）オ      | ：本契約における情報消去承諾の申請について                |
| 特記仕様書第8（2）ケ      | ：本契約における業務従事者全員への教育及び研修の実施状況報告について   |
| 特記仕様書第10         | ：本契約における再委託承認申請書                     |

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 (単価契約) 有明海奥部における粒状物の安定同位体比分析業務
2. 業務目的 本業務は、有明海の水柱懸濁物を捕捉したフィルター試料の有機炭素・窒素含量及び安定同位体比を測定することを目的とする。
3. 予定数量 全445検体  
ただし、脱炭酸処理は当所において実施する。  
①  $\delta^{13}\text{C}$  添加懸濁物フィルター試料 (GF/F  $\phi$  25 mm) 423検体  
② 懸濁物フィルター試料 (GF/F  $\phi$  25 mm) 22検体  
※試料発送予定スケジュール  
契約締結後、8月中に①のうち235検体を発送。  
残り188検体は、8月から11月の調査(月1回実施)で採取し、9月から12月までの4ヶ月間に47検体/月で、発送予定。  
11月中に②22検体を発送。  
なお、引き渡しにかかる送料等は当所負担とする。
4. 成果品 長崎県長崎市多以良町1551-8  
納入場所 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所
5. 業務期間 自) 契約締結日  
至) 令和7年2月28日
6. 業務内容
  - (1) 試料等の確認  
請負業者は試料受領後、速やかに試料と試料一覧表を照合し、数や状態等について確認を行い、担当職員へ受領した旨を連絡する。試料と試料一覧表との不一致や輸送中に事故があった場合の取扱いについては担当職員と協議する。
  - (2) 試料の形成  
請負業者は懸濁物フィルター試料及び  $\delta^{13}\text{C}$  添加懸濁物フィルター試料を錫カプセル ( $\phi$  9 mm、高さ 10 mm) に入れ、フィルターの外部への露出、有機物の混入、空隙がないように形成すること。
  - (3) 元素分析  
標準試料等 (L-アラニン等) を 0.1 mg~0.7 mg の範囲で7段階の異なる質量のものを分析し検量線を作成すること。標準試料の秤量は、マイクロ天秤もしくはウルトラマイクロ天秤を用いて行うこと。分析精度に変化がないか確認するために、試料5検体毎に標準試料を分析すること。報告時にそれらのデータも合わせて提出すること。
  - (4) 炭素 ( $\delta^{13}\text{C}$ ) 及び窒素 ( $\delta^{15}\text{N}$ ) 安定同位体比の測定  
各試料は連続フロー型同位体比質量分析計により測定すること。分析精度は、標準試料 (L-アラニン等を想定) を 0.1 mg~0.7 mg の範囲で7段階の異なる質量の試料を分析し、その標準偏差で判断する。標準物質の分析精度は、 $\delta^{13}\text{C}$  で 0.1‰以内、 $\delta^{15}\text{N}$  で 0.2‰以内とする。なお、使用

する分析精度の確認は、連続した試料測定毎に1回以上実施すること。合わせて、各分析において分析精度に変化がないか確認するために、試料5検体毎に標準試料を分析すること。報告時には、それらのデータも合わせて提出すること。

## 7. 成果品提出

本業務は分析結果提出後、完了報告書の提出をもって完了とする。

都度の試料受領日の翌日より起算して60日以内に、以下ⅠからⅢの分析結果及び完了報告書を提出すること。

分析結果については、試料毎にMicrosoft Excelシートまたは、カンマ区切りテキストファイルで作成し、担当職員宛に電子メールにて提出すること。

提出前には必ずファイルのウィルスチェックを行うこと。

Ⅰ. 炭素、窒素の安定同位体比 ( $\delta X$ ) 及び atom%

Ⅱ. 炭素、窒素の元素量 ( $\mu g$ )

Ⅲ. 測定の実データ (クロマトピークデータ及び安定同位体比を計算するのに必要な測定値も含む)

なお、8月中の発送を予定している3. 予定数量①のうち235検体については、検体数を考慮し、試料受領日の翌日より起算して90日以内に、分析結果及び完了報告書を提出すること。

## 8. その他

1) 安定同位体比の測定にあたり、試料の種類毎に、可能な限り連続して分析すること。

2) 業務に必要な消耗品等は請負業者にて準備すること。

3) 成果品について当所におけるチェック結果によっては、該当する試料の再計算を求められることがある。また仕様書に反する成果品が提出された場合や当所でのクロスチェック結果と大きく異なる場合においても再計算を求められることがある。

4) 詳細については担当職員の指示に従うこと。特に作業中に疑義が生じた場合は、必ず担当職員と打ち合わせを行い、合意を得たうえで作業を進めること。

5) 本業務において当所から提供する試料の安定同位体比分析に係る情報処理等業務については、別添：国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委任等に係る特記仕様書に従うこと。